中央材料室、手術室及び放射線科における器材回収、洗浄、組立、滅菌、環境整備及び手術に関する業務委託請負契約書（案）

沖縄県立南部医療センター･こども医療センター 院長　和氣　亨（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、中央材料室、手術室及び放射線科における器材回収、洗浄、組立、滅菌、環境整備及び手術に関する業務委託に関し、次のとおり業務委託契約を締結する。

（総　則）

第１条　乙は、中央材料室、手術室及び放射線科における器材回収、洗浄、組立、滅菌、環境整備及び手術に関する業務委託（以下「業務」という。）を別に定める仕様書に基づき行うものとする。

２　乙は、前項の業務を誠実に履行し、甲は乙の業務履行に必要な協力を行うものとする。

３　第１項の仕様書に定めのない細部の事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（契約期間）

第２条　この契約の期間は令和５年３月１日から令和８年２月 28 日までとする。

（請負金額）

第３条　この契約の請負金額の総額は　　円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は　　円）とする。

（注）「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条の規定並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定の基づき算出したもので、請負金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

２　契約期間中途において消費税等の率が改正された場合には、改正後の税率により定めるものとする。

３　乙は、当該月の業務完了後に翌月の 10 日までに甲に請求し、甲は、乙の適正かつ正当な請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

（契約保証金）

第４条　この契約にかかる契約保証金は　　円とする。

（または、この契約にかかる契約保証金は免除する。）

（契約内容の遵守）

第５条　乙は、中央材料室、手術室及び放射線科における器材回収、洗浄、組立、滅菌、環境整備及び手術に関する運営業務にあたっては、別添仕様書の他、関係法令を遵守し細心の注意を払い、業務の遂行に支障がないよう適正かつ迅速に処理しなければならない。

（感染症対策）
第６条　乙は、従事者に対し仕様書で定める感染症について、ワクチン接種及び各感染症抗体価の管理等を実施しなければならない。

（秘密の保持）
第７条　業務の遂行上直接または間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解約された後においても同様の取扱いとする。

（個人情報の保護）
第８条　乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（損害賠償の責務）
第９条　この契約の履行に関して発生した損害については、乙が一切の責任を負うものとする。ただし、甲の原因による場合は、この限りではない。

（改善命令）
第 10 条　甲は、乙が実施する業務の内容又は管理運営が不適当と認めたときは、その都度必要な改善を乙に求めることができる。

（法令上の責任）
第 11 条　乙は、従事者に対する労働関係法、その他法令上の一切の責任を負うものとする。
２　甲は、必要と認めるときは、乙に対して前項の状況いついて調査し、又は報告を求めることができる。

（権利義務の譲渡及び再委託の禁止）
第 12 条　乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利または義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は承継させ、若しくは業務の処理を代行させてはならない。
２　乙は、甲が委託した業務の全部又は一部にかかわらず、第三者に再委託してはならない。ただし、事前に甲の書面による承認を得た場合は再委託することができるものとする。
３　前項で甲の承認を得て業務を第三者に再委託する場合においても、乙の義務は免責されるものではない。

（善管注意義務）
第 13 条　甲は、乙が業務の遂行に必要とする施設機器等（以下「機器等」という。）を無償で乙に使用させるものとする。
２　乙は、甲の提供する機器等について、毀損、盗難、漏洩、滅失その他事故が起きないよう常に善良なる管理者として注意を払って使用しなければならない。

３　前項の事故が発生したとき、又はその恐れがある場合、乙は直ちに甲に報告し必要な措置を講じなければならない。

（事故発生時の対応手順）

第 14 条　沖縄県立南部医療センター・こども医療センターにおいて、乙が関与する事故が発生した場合は、直ちに甲の管理担当者に報告するとともに、事故発生の日から起算して 10 日以内に事故報告書を甲に提出するものとする。

（契約の解除等）

第 15 条　甲は、乙が各号の一に該当する場合においては、この契約を直ちに解除することができる。

⑴　この契約に違反し、又は違反するおそれがあると認めたとき。

⑵　この契約の締結又は履行にあたり、乙又はその代理人に不正の行為があったとき。

⑶　故意又は過失により甲に重大な損害を与えたとき。

⑷　正当な理由がなく、契約の履行を怠ったとき。

⑸　乙及び乙の代理人、乙からの再委託契約の当事者又はこの契約にかかる物品等の購入契約その他の契約を締結するものが暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「法」という。）第２条第６号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係者に該当すると判明したとき。

⑹　関係法令により行政上の処分を受けたとき。

⑺　この契約の基づく甲の指示に従わなかったとき。

２　前項に該当する場合のほか、甲又は乙が、契約期間中においてこの契約を解除しようとするときは、相手方に対して３カ月前に通知しなければならない。

３　本条の規定により、甲が契約を解除した場合は、甲は乙が損害を被ることがあっても賠償の責めは負わない。

４　甲又は乙の何れかが本契約に違反し、その信義に反する重大な事実があった場合は、他の当事者は書面による当該違反等の是正を求める催告を行い、当該催告日より 60 日以内に当該違反が是正されなかったときは、直ちに本契約を解除することができる。なお、この解除は損害賠償の請求を妨げない。

（不当介入に関する通報・報告）

第 16 条　乙は、この契約に関して、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察へ通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（履行不能の場合の措置）

第 17 条　乙は、天災その他不可抗力により、その責めに帰することができない事由により、この契約の全部又は一部を履行することができないときは、甲の承認を得て、当該部分についての義務を免れるものとし、甲は当該部分についての請負代金の支払いを免れるものとする。

（予算の減額による契約の解除）
第 18 条　甲は、契約締結年度の翌年度以降において、当該契約の金額について県予算の減額又は削減があった場合は、当該契約の内容等を見直すことなどにより予算の範囲における変更契約の可能性などについても乙と十分協議したうえで、当該契約を継続することが困難である場合に限り、当該契約を解除することができる。

（事務の引継ぎ）
第 19 条　乙は、甲の指示に従い、業務に停滞が生じないよう適切かつ確実に、事務の引継を受けなければならない
２　この契約が終了したとき、又は解除された場合は、乙は甲の指示に従い、業務に停滞が生じないよう適切かつ確実に甲が指示する者に対して事務を引き継がなければならない。

（契約外の事項）
第 20 条　この契約に疑義が生じた場合又は、この契約に定めのない事項については、甲乙協議の上処理するものとする。

この契約の証として、この契約書 2 通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　沖縄県島尻郡南風原町新川１１８－１
沖縄県立南部医療センター・こども医療センター
院　長　　和　氣　　亨

乙

（別　記）

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第２　乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（適正管理）

第３　乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（作業場所の特定）

第４　乙は、甲の特定する作業場所において、個人情報を取り扱うものとする。特定した作業場所から当該個人情報を持ち出すことは、厳禁とする。

（収集の制限）

第５　乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第６　乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第７　乙は、この契約による業務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

（業務従事者への周知）

第８　乙は、この契約による業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該業務の目的以外の目的に使用してはならないこと、沖縄県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

（再委託の禁止）

第９　乙は、この契約による個人情報取扱事務については自ら行うもとし、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、甲が承諾した場合はこの限りでない。

（資料等の返還等）

第 10　乙は、この契約による業務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

また、甲の承諾を得て再委託をした場合、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。

（調査）

第 11　乙は、この契約による業務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、甲の求めがあった場合は、随時調査報告することとする。

（事故発生時における報告）

第 12　乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じる恐れのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（損害賠償）

第 13　業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。